

2009年富士チャンピオンレース 特別規則書

本大会は、社団法人日本自動車連盟(JAF)の公認のもと、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠した社団法人日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則とその付則、並びに、それらに準拠した富士スピードウェイ一般競技規則書及び本特別規則書に従い準国内競技として開催される。全ての参加者は、これらの諸規則に精通し、これを遵守すると共に、オーガナイザー及び競技役員の指示に従う義務を負うものとする。

尚、競技会が全日本選手権、地方選手権競技として開催される場合、有効なJAF「日本レース選手権規定」が優先され、それ以外についても各協会発行の規則書、ハンドブックに規定された条文については、それらが優先される。

第1章 総則

第1条 競技会の名称

2009富士チャンピオンレースシリーズ

第2条 競技種目

四輪自動車によるレース

第3条 開催日及び開催場所

1. 開催日

- ・ 第1戦 4月18日(土)予選 4月19日(日)決勝
- ・ 第2戦 5月24日(日)予選 / 決勝
- ・ 第3戦 7月12日(日)予選 / 決勝
- ・ 第4戦 8月16日(日)予選 / 決勝
- ・ 第5戦 10月18日(日)予選 / 決勝
- ・ 第6戦 11月 8日(日)予選 / 決勝

2. 開催場所

名 称 富士スピードウェイ
所在地 静岡県駿東郡小山町中日向694
 TEL 0550-78-1234
 FAX 0550-78-0205
長 さ 4563m
レースの方向 右回り

第4条 レース区分

1. レース区分

区分	クラス	型式	周回数	受付台数	決勝台数
1	ビントレノ111	AE111	10	54台	45台
2	シルビア	PS13、S14、S15	12	同上	同上
	MR2	SW20			
	NA1600	AE86、AE92、AE101、AE111、NA6CE、NB6C、N15等			
	N1600	AE86、AE92、 <u>AE101</u> 、 <u>EG6</u>			
	<u>加-リアクションGT</u>	<u>NZE141</u>			
3	ロードスター NA6	NA6CE	10	同上	同上
	ロードスター NB6	NB6C			
	N1000	SCP10、K11等			
	デミオ(N1)	DW3W			
4	ロードスターカップ NA6	NA6CE	8	同上	同上
	ロードスターカップ NB6	NB6C			
	<u>デミオレース</u>	<u>DE5FS</u>			
5	ロードスターカップ NA8	NA8C	8	同上	同上
	ロードスターカップ NB8	NB8C			
6	N1400	NCP10、EP82、EP91等	10	同上	同上

7	FJ1600	FJ1600	1 2	同上	同上
	<u>S-FJ</u>	<u>S-FJ</u>			
8	F 4	F4	1 5	同上	同上
9	Netz Cup ヴァイツ	NCP91	8		同上
1 0	<u>Golf GTI</u>	<u>GH-1KAXY</u>	<u>1 0</u>	—	<u>同上</u>
	<u>Lupo GTI</u>	<u>GH-6EAVY</u>			
1 1	耐久レース	上記レース区分(ロードスターカップ、フォーミュラ、Netz Cup ヴァイツ、 <u>Golf GTI</u> 、 <u>Lupo GTI</u> 車両を除く)	4 時間	合計 4 5 台	同上

N1600 クラス (区分2) の EG6 (型式) は賞典外とする。

- 区分に於て参加台数の少ない場合、混走レースとする場合がある。(賞典は別)
上記により混走レースとなった場合、及び区分に於いて既に混走レースの区分について、先頭車両が周回遅れになったクラスについても当該レースは成立したものとみなされる。
- 混走レースについて、参加台数が最大決勝出走台数を上回った場合、各クラスの参加台数比率から案分比例方式を考慮して、オーガナイザーが各クラスごとの決勝出走台数を決定するものとする。
オーガナイザーは上記において決定された決勝出走台数を、当該レースの公式予選開始前までに公表するものとする。
- 完走は F 4、F J 1 6 0 0、S - F J レースについては優勝車両の 9 0 % (小数点以下切り捨て) の周回数を走行した車両、その他は 7 0 % (小数点以下切り捨て) とする。

第 5 条 オーガナイザー及び日程

詳細なスケジュール、組織委員会、審査委員会、競技役員の名前は各大会の公式通知に示す。

1. オーガナイザー及び参加申込み先、期間

シリーズ	日程	格式	オーガナイザー	参加申込み先	申込み期間
第 1 戦	4 月 18 日 ~ 19 日	準国内	富士スピードウェイ株式会社 F M C T M S C	富士スピードウェイ株式会社 レース事務局 〒410 -1307 静岡県駿東郡小山町 中日向 694 T E L : 0550 -78 -2600 F A X : 0550 -78 -1901	3 月 13 日 ~ 19 日
第 2 戦	5 月 24 日	準国内	富士スピードウェイ株式会社 F M C N D C - T o k y o		4 月 17 日 ~ 24 日
第 3 戦	7 月 12 日	準国内	富士スピードウェイ株式会社 F M C S C C N		6 月 5 日 ~ 12 日
第 4 戦	8 月 16 日	準国内	富士スピードウェイ株式会社 F M C M S C C		7 月 10 日 ~ 16 日
第 5 戦	10 月 18 日	準国内	富士スピードウェイ株式会社 F M C S M C V I C I C 静岡		9 月 11 日 ~ 18 日
第 6 戦	11 月 8 日	準国内	富士スピードウェイ株式会社 F M C V I C I C		10 月 2 日 ~ 8 日

上記受付開始以前の申込みは無効とする。申込みは郵送にて参加申込書を送付し、参加料は銀行振込または、現金書留にて申込期間内に収めるものとする。(締切日消印有効)

2. 開催日程、種目

日程	シリーズ	レース区分										その他	
		JAF 地方選手権		AE111	シルビア MR2 NA1600 N1600 加アラクシオ GT	ロードスター (NA6CE) (NB6C) N1000 デミオ(N1)	ロードスター カップ (NA6CE) (NB6C) デミオレース	ロードスター カップ (NA8C) (NB8C)	N1400	耐久	NetzCup ヴァイツ		Golf GTI Lupo GTI
		FJ1600 S-FJ	F4										
4 月 19 日 ~ 20 日	第 1 戦	○	○							○			カート
5 月 24 日	第 2 戦					○	○						カート
6 月 13 日 ~ 14 日	ワメイク レース祭												カート 耐久
7 月 12 日	第 3 戦	○			○		○		○				カート
8 月 16 日	第 4 戦	○		○	○				○				
10 月 18 日	第 5 戦					○	○						カート
11 月 8 日	第 6 戦					○			○	○			カート

ザ・ワンメイクレース祭 2009 富士 に編入。

第6条 参加ドライバー資格

1. すべてのドライバーは有効な運転免許証を所持し、2009年国内競技運転者許可証Aクラス以上を所持していること。
すべてのドライバーは有効なFISCOLライセンスを所持していること。
2. FJ1600、S-FJ
すべてのドライバーは有効なFISCOLライセンスを所持していること。
すべてのドライバーは2009年国内競技運転者許可証Aクラス以上国際ドライバーライセンスB以下のライセンスを所持し、下記に定めるいずれかの条件を満たすこと。
 - ・過去のレース出場実績が3回以上。
 - ・過去のレース出場実績が2回以上で、かつJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が4時間以上あり、その証明を有する。
 - ・過去のレース出場実績が1回で、かつJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が6時間以上あり、その証明を有する。
 - ・JAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が9時間以上あり、その証明を有する。ただし、過去にGP2、FIAF3000選手権、F・ニッポン、F3のいずれかのレースにおいて6位以内に入賞した経験を有する者は参加できない。
3. F4
2009年国内競技運転者許可証Aクラス以上国際ドライバーライセンスB以下のライセンス所持者で、下記に定めるいずれかの条件を満たすこと。
 - ・過去のレース出場実績が3回以上。
 - ・過去のレース出場実績が2回以上で、かつJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が4時間以上あり、その証明を有する。
 - ・過去のレース出場実績が1回で、かつJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が6時間以上あり、その証明を有する。
 - ・JAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が9時間以上あり、その証明を有する。
4. デミオレース、フォルクスワーゲンGTIカップ、ネッツカップヴィッツ
2009年国内競技運転者許可証Aクラス以上を所持し、それぞれのハンドブックまたは規則書に従い資格を有すること。
5. 本チャンピオンレースにおいて失格ペナルティを科せられたエントラント、チーム、ドライバーの次戦参加申込みは受理されない場合がある。

第7条 参加車両

1. ワンメークスカーレース(カローラアクシオGTを除く)
いずれも本特別規則書付則 ワンメークレース参加車両規定及び付則 追加車両規則に示す量産ツーリングカー。
2. カローラアクシオGT
別途、定める「カローラアクシオGTワンメイクレース車両規定」に合致した車両。
3. NA1600
本特別規則書付則 参加車両規定NA1600に合致した1600ccまでの車両。
4. N1000/N1400/N1600
本特別規則書付則 参加車両規定に合致した661cc~1600ccまでの車両。
5. FJ1600
2009国内競技車両規則書第9章、第10章及び同付則FJ1600車両規定の競技会用実施細則に合致した車両。
6. S-FJ
2009国内競技車両規則書第9章、第11章及び同付則S-FJ車両規定の競技会用実施細則に合致した車両。
7. ロードスターカップ
本特別規則書付則 参加車両規定ロードスターカップに合致した車両。
8. デミオレース
デミオモータースポーツアソシエーション(DMA)発行の「デミオレースシリーズ統一規則書」の競技規定・車両規定に合致した車両。
9. 耐久レース

本特別規則書付則 及び 、本特別規則書付則 の車両規定に合致した車両。

10 . F 4

2009 国内競技車両規則書第9章、第12章及び同付則 F 4 車両規定の競技会用実施細則に合致した車両。

11 . ネットカップヴィッツ

トヨタカーズ・レース・アソシエーション(T.R.A.)発行の「2009 Netz Cup Vitz Race ハンドブック」の競技規定・車両規定に合致した車両。

12 . フォルクスワーゲン GTI カップ

フォルクスワーゲン・トロフィー・アソシエーション(VTA)発行の「2009 Regulation Handbook」の共通規則・車両規則に合致した車両。

第8条 参加車両の名称

生産者が定めた車種名(スターレット、ロードスター、シルビア等)を含め15文字以内とする。

例.....スペシャルスターレット

.....タイヤショップシルビア

.....自動車ロードスター

漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字等すべての1字を1文字と数える。15文字を超えた申請は、車種名を残しオーガナイザーが15文字以内に訂正する。

第9条 参加車両の競技車両番号及びドライバー氏名の記入

1 . 参加車両は、大会事務局によって定められた競技番号を参加者の責任において、指定の位置、書体、大きさで記入されていなければならない。

競技車両番号は原則として、当該年度において最初に使用した者が優先され、以後当該シリーズ戦に連続して出場する場合に限り、その優先権は保持される。ただし、参加申込受付期間経過後の申込みについてはその限りではない。

尚、当該年度最初の使用に際し、同一番号の申請があった場合は、前年度出場回数、前年度獲得ポイントの順に優先しその番号をオーガナイザーが決定する。ただし、同一番号を申請した双方に譲歩がある場合はこの限りではない。

2 . 数字はアラビア数字、書体は角ゴシック体に準じたもので、数字の縦の長さはF 4、F J 1 6 0 0、S - F Jは約25cm、その他のレースは約35cmとする。

3 . F J 1 6 0 0、はコクピット部分の左右両側面とフロントカウル上面の3箇所に競技番号を記入しなければならず、コクピット部分の両側面の開口部付近にドライバー氏名を記入しなければならない。(大きさは10cm×50cm程度)

4 . F 4、S - F Jはリアウイングの左右翼端板とフロントカウル上面の3箇所に競技番号を記入しなければならず、コクピット部分の両側面の開口部付近にドライバー氏名を記入しなければならない。(大きさは10cm×50cm程度)

5 . 上記以外のレースの競技番号はフロントドアの左右両側面とフロントボンネット上面、ルーフ部分(オープンカーを除く)及び後方から確認できるリヤ部分の5箇所とし、ドライバー氏名の記入位置は、ルーフ部分の左右端もしくは左右のクォーターガラスとする。(大きさは10cm×50cm程度。ロードスター、ロードスターカップのドライバー氏名記入位置は、左右ドア上部とする。)尚、リヤ部分の数字の大きさについては上記2 . は適用されない。

6 . フォrmulaカーを除き、競技番号の文字の色は白地に黒文字とする。

7 . フロントフード上面の競技番号は車体に平行に記入し、両側面及びリヤ部分については垂直に記入しなければならず、ルーフ部分については車両がコントロールライン通過時に、コントロールタワーから判読できる向きで垂直に記入しなければならない。

第10条 参加申込み

1 . 参加申込みは下記の書類に完全に記入した上で参加料を添えて行なわれなければならない。参加料は現金書留、もしくは銀行振り込みにて納付すること。銀行振り込みにて納付する場合は振込みを証明するものを参加申込書に添付しなければならない。(振込み先口座は末頁に示す)

証明書等の添付が無く入金を確認できない場合は別途、参加料を申し受けるものとする。

参加申込書

保険加入申告書(有効な保険に加入している者)

車両仕様書

いずれも所定の書式に必要事項を記載、署名捺印の上、受付期間中に富士スピードウェイレース事務局宛に提出すること。

ロードスターカップ、デミオレースのエントリーは参加申込み時に、車検証のコピーをオーガナ

- イザーに提出すること。
2. オーガナイザーは、理由を示すことなく、参加の正式受理を拒否することができる。
 3. 参加を正式に受理されたエントラント、ドライバーがレースに参加しなかった場合は、不可効力による場合か、あるいはオーガナイザーが同意した場合を除き罰則が課せられる。また、不正記入の参加申込みは無効とし、失格の上、参加料は没収される。
 4. オーガナイザーは、締切日以前であっても参加受付を締め切ることができる。また、反対に締切日を延期することもできる。
 5. オーガナイザーは、台数制限を設けることができる。

第11条 参加料、保険申告

1. 参加料

ロードスターカップ、デミオレース

主催8クラブ会員 33,000円

— 一般 36,000円

F4

50,000円

その他のスプリントレース

主催8クラブ会員 45,000円

— 一般 48,000円

耐久レース

84,000円

参加料は、消費税5%を含んだ金額。

主催クラブ員扱いは、ドライバー自身が会員でなくてはならず、参加申込みに際しては、所属クラブ会員証の写しを提出すると共に大会当日も携帯すること。

2. 保険申告

ドライバーは、900万円以上、ピットクルーは、400万円以上の有効な保険に加入していなければならない。参加者は加入している事実を参加申込書に定められた書式によって申告するものとする。申告の無い者のレースへの参加は認められない。

オーガナイザーは 一般観客に対しJAF規定の賠償責任保険を付するものとし、ドライバー、ピットクルーに対しては1名当たり100万円以上、及び役務に着く役員に対しては1名当たり200万円以上のレース傷害保険を付保する。

3. 車載カメラ搭載に関して

大会期間中の参加受付時までに所定の申込書にて申請し、公式車検時に検査を受けること。ただし、それ以降の受付に関しては別途10,000円の手数料を申し受ける。

第12条 賞典

F4

優勝.....主催者賞 JAF賞 賞金 100,000円

第2位.....主催者賞 JAF賞 賞金 60,000円

第3位.....主催者賞 JAF賞 賞金 40,000円

第4位.....主催者賞 賞金 30,000円

第5位.....主催者賞 賞金 20,000円

第6位.....主催者賞 賞金 10,000円

ロードスターカップ、デミオレース

優勝.....主催者賞 JAF賞

第2位.....主催者賞 JAF賞

第3位.....主催者賞 JAF賞

第4位.....主催者賞

第5位.....主催者賞

第6位.....主催者賞

その他のスプリントレース

優勝.....主催者賞 JAF賞 賞金 50,000円

第2位.....主催者賞 JAF賞 賞金 30,000円

第3位.....主催者賞 JAF賞 賞金 20,000円

第4位.....主催者賞 賞金 10,000円

第5位.....主催者賞 賞金 10,000円

第6位.....主催者賞 賞金 10,000円

耐久レース

< 総合 >

優勝.....主催者賞	J A F 賞
第2位.....主催者賞	J A F 賞
第3位.....主催者賞	J A F 賞
第4位.....主催者賞	
第5位.....主催者賞	
第6位.....主催者賞	

< 各レース区分 >

優勝.....賞金	50,000円
第2位.....賞金	30,000円
第3位.....賞金	20,000円
第4位.....賞金	10,000円
第5位.....賞金	10,000円
第6位.....賞金	10,000円

ネットカップヴィッツ、フォルクスワーゲンGTIカップ
各ハンドブック、規則書に準ずる。

第13条 賞典の制限

参加台数が少ない場合には、次の通り賞典を制限する。

参加台数	内容
2～3台	1位まで、金額の60%
4～5台	2位まで、金額の70%
6～7台	3位まで、金額の80%
8～9台	4位まで、金額の90%
10～11台	5位まで、全額
12台以上	6位まで、全額

第14条 シリーズ賞金

各区分におけるシリーズ賞金及び賞金の制限は下記の通りとする。(F4を除く)

シリーズ賞金

シリーズ順位	金額
1位	¥100,000
2位	¥70,000
3位	¥50,000
4位	¥30,000
5位	¥20,000
6位	¥10,000

賞金の制限

平均参加台数 (小数点以下切捨て)	内容
2～3台	1位まで、金額の60%
4～5台	2位まで、金額の70%
6～7台	3位まで、金額の80%
8～9台	4位まで、金額の90%
10～11台	5位まで、全額
12台以上	6位まで、全額

ロードスターカップ、デミオレース

シリーズ賞金(各クラス)

シリーズ順位	金額
1位	¥50,000
2位	¥30,000
3位	¥20,000

賞金の制限

平均参加台数 (小数点以下切捨て)	内容
2～3台	1位まで、金額の60%
4～5台	2位まで、金額の70%
6台以上	3位まで、全額

JMRC 関東レース部会賞

JMRC 関東に所属しているクラブの会員で下記クラスのシリーズ最上位者に、賞金10万円が授与される。

- ・カローラアクシオGTクラス
- ・ロードスターCUPクラス(NB8C)

第15条 シリーズ表彰式

シリーズ表彰式が行われる場合、当該エントラント、ドライバー、又はその代理人は必ず出席しな

なければならない。正当な理由なく表彰式に出席しなかった者の賞典は大会組織委員会において留保される。

第16条 ドライバーの装備品

1. 十分な強度が保証されている4輪用競技ヘルメットを着用すること。(国際モータースポーツ競技規則付則L項3章第1条及びJAF国内競技車両規則のドライバーの装備品に関する付則参照)
また、バイザーの取り外しも含めて製造者が認めた方法、及び当該型番に認証を与えた基準機構が認めた方法を除き如何なる改造も許されない。
2. オープンコクピットタイプの車両にあつてはフルフェイス(バイザー付もしくは不燃性ゴーグルを着用)ヘルメットを使用すること。
3. 公認された耐火性のレーシングスーツ、グローブ、バラクラバ、シューズ等を必ず着用すること。(JAF国内競技車両規則のドライバーの装備品に関する付則参照)
また、公認されたアンダーウェア及び公認されたソックスの装着は推奨とするが、綿製品等の難燃性素材の下着等を必ず着用すること。
4. ツーリングカーにおけるオープンカー車両にあつてはフルフェイス(バイザー付もしくは不燃性ゴーグルを着用)ヘルメットを使用すること。

第2章 スプリントレース規定

第17条 一般競技規則

1. 参加受付
申込み者に対し、原則として締切後2週間以内に参加受理又は、参加拒否が通知される。受理後参加を取り消す申込み者には参加料は返還されない。
 2. 車両検査
公式通知に示された時間帯に従って行われ、受けなかった車両は大会への出場は許されない。
 3. メディカルチェック
メディカルチェックが行われる場合には、公式通知に示された時間帯に受診しなければならず、医師の診断結果によりレースの出走が拒否される場合がある。
 4. 公式予選
公式予選はタイムトライアル方式とする。
各クラス上位3台のベスト・ラップタイムの平均に130%を乗じたものを予選通過基準タイムとし、これを満足したものに予選結果の順に従って定数までスターティンググリッドが与えられる。又、混走レースのグリッドは、クラスに関係なく予選結果の順に従って配列されるものとする。但し、NA1600が混走するクラスにおいてはNA1600の予選結果の順に1番グリッドより配列され、その他のクラスはクラスに関係なく予選結果の順にNA1600最後尾から7グリッド後方より配列されるものとする。(空グリッド数6)
 5. レースの再スタート・延期・中止・取り止め
 - a) 保安上又は不可抗力による特別の事情が生じた場合は、大会審査委員の決定によって延期、中止、取り止め、あるいはレース距離の短縮を行うことができる。
 - b) レースが中断された場合の再スタートは次の通りとする。
F4、FJ1600、S-FJレース
ケースA：先頭車両が2周回を完了する前にレースが中断された場合、車両は赤旗ライン(コース及びピットレーンの双方を交差するラインをいう。以下同じ。)に停止すること。
ケースB：先頭車両が2周回を完了し、かつ走行した距離がレース距離の75%未満でレースが中断された場合(75%に相当する周回数的小数点以下は切り上げる)、車両は赤旗ラインに停止すること。
ケースC：先頭車両がレース距離の75%以上を走行した後にレースが中断された場合(小数点以下は切り上げ)、車両はまっすぐパークフェルメに進むこと。
レースは、先頭車両が完了した周回の1周前の周回完了時点で終了したものとみなされる。
上記いずれも再スタートの手順は、富士スピードウェイ一般競技規則書に従う。
- その他のスプリントレース
- ケースA：先頭の車両が2周回を完走する前にレース中断の合図がなされた場合、当初のスタートは無効とみなされ、スタートに参加した全てのドライバーがもとの車両でもとの定位置より再スタートに参加できる。ただし、決勝周回数は大会審査委員会の決定による。

ケースB：レース距離の60%未満で中断された場合(60%に相当する周回数的小数点以下は切り上げる)、残りのレース距離をレースが中断された時点で先頭車両が完了した周回の1周前の周回完了時点の走行順位に基づいたスターティングポジションにつき再スタートする。

第2パートのレース距離は、大会審査委員会の決定による。

尚、順位の判定は第1、第2パートの周回数を合算し、同一周回数の場合は第2パートの順位に基づき決定される。

また、同日にレース再開が不可能な場合は、成立とみなす。

ケースC：レース距離の60%以上で中断された場合(小数点以下は切り上げ)、レースは終了したものとみなす。

6. 車両導線要領

(イ) 競技車両

公式予選

(1) 車両検査..... Bパドック車検場(フォーミュラカーは出張)

(2) 公式予選前の待機場所..... コントロールセンター前

(3) 公式予選..... 第2ゲート(センター横ゲート) ピットロード コースイン

(4) 予選終了・車両保管..... チェッカーフラッグ コース1周 ピットロードシケイン 第1ゲート 各自の整備場所にて車両保管

決勝レース

(1) 出走前の待機場所..... Bパドック車検場前

(2) 出走前点検..... Aパドックコントロールセンター前

(3) コースイン..... センター横ゲート ピットロード ピットエンド整列 ベースカー先導コース1周 グリッド整列(ゲートインした車両はオフィシャルの指示に従いピットロードに整列、この際タイヤ交換等の作業をした車両はピットスタートとする。尚、スタート進行に影響がなければ、スタート5分前までグリッド上で、増し締め・ミラー調整・窓ふきの作業は認める。)

(4) スタート..... 赤信号 全消灯：スタート

(5) 終了・車両保管..... チェッカーフラッグ コース1周 ピットロードシケイン 第1ゲート Bパドック車検場後方のパークフェルメにて車両保管

(6) 1～3位の車両..... チェッカーフラッグ コース1周ピットロード 表彰台下 暫定表彰後 車検場(再車検)

(ロ) サービスカーの導線及び駐車について

Aパドックに駐車できる車両は、駐車券を貼付した車両に限られる。

但し、車両搬送用トラックをAパドックに留置することは禁止する。車両搬送用トラックはCパドックもしくはP18駐車場に駐車すること。

また、車両搬送用トラックをサービスカーとして使用してはならない。

ピット裏のスペースは各自の走行時間(予選・決勝)が終了したら、次の走行チームのために速やかに空けること。

Bパドックを車両整備場所として使用してはならない。

7. ピットレーンの速度規制

60km/h以下とする。(予選、決勝を通じ)

8. シリーズポイントに関して

1位..... 20点 2位..... 15点 3位..... 12点 4位..... 10点

5位..... 8点 6位..... 6点 7位..... 4点 8位..... 3点

9位..... 2点 10位..... 1点

参加台数が少ない場合には、賞典の制限を準用した順位まで、ポイントを与える。

獲得した全てのポイントが有効ポイントとなる。

複数のドライバーが同一の合計ポイントであった場合、以下の基準に基づき上位者を決定する。

1) 高得点を得た回数が多い順に決定する。

2) 上記の回数も同一の場合、以下の順をもって順位を決定する。

最終戦における得点。

最終戦の前の競技会における得点。

以下同様に遡って、順位が決まるまで続ける。

第3章 耐久レース規定

第18条 参加車両、レース区分、レース形式

1. 参加車両及びレース区分

本特別規則に記載された、下記の参加車両及びレース区分とする。

レビン・トレノAE111、シルビア、MR2、ロードスター、デミオ(N1)
N1000、N1400、N1600

但し、EG6(N1600)については、当該車両以外が下記の受付台数を越えない場合に限り、賞典外での参加を認める。

受付台数：合計45台 決勝出走台数：合計45台

2. レース形式

ドライバー2名以上、4名以内による4時間の時間レースとする。

第19条 一般競技規則及び安全規定

1. ピットレーンでの後退ギアの使用は禁止される。

2. シグナリングプラットフォームへ出られる人数は2名までとする。ただし、決勝レーススタートの際には許可された競技役員以外の立入りは禁止される。

3. 競技車両とピット及びピットサインエリアの間では、トランシーバー・携帯電話等を含む無線機の使用を一切禁止する。

4. 自動車番入力装置は公式車検時までに車両に取り付けていなければならない。(レースが終了したら直ちに大会事務局窓口に戻却すること。)

第20条 公式車両検査

公式通知に示された時間帯に従って行われ、受けなかった車両の大会への出場は認められない。尚、公式車検時に燃料補給装置及び補給要員、消火要員の装備品検査を実施する。

第21条 メディカルチェック

公式通知に示された時間帯に参加ドライバー全員が受診しなければならず、医師の診断結果によりレースの出走が拒否される場合がある。

第22条 公式予選

1. 予選方式

富士スピードウェイ一般競技規則書に従い、タイムトライアル方式とする。

2. 公式予選通過基準タイム

各区分上位3台のベストラップタイムの平均に、130%を乗じたものとする。

但し、当該区分の参加台数が4台未満の場合には、当該区分のベストラップタイムに130%を乗じたものとする。

3. 公式予選の中断

公式予選は赤旗の表示によって中断する場合がある。中断後の残り時間については競技長が決定する。この結果によるドライバー及び車両の、予選通過に対する影響についての抗議は受け付けられない。また、公式予選中又は公式予選中断時に、なんらかの理由によりオフィシャルによってピットに回収された車両は、公式予選の残りの時間内に再びコースインすることは出来ない。尚、赤旗中断時の停車位置は各自のピットとする。

4. 予選通過台数が最大決勝台数に満たない場合のみ、予選不通過車両の決勝レース出場を以下の条件にて大会審査委員会の決定により認める場合がある。

(1)予選暫定結果発表後30分以内に大会審査委員会宛に出走嘆願書を大会事務局に対し提出すること。

(2)公式予選通過基準タイム達成能力があると判断されること。

(3)そのドライバーがあらゆる安全事項について保証されていること。

5. 当該公式予選はAドライバー、またはBドライバーを対象に行われる。

従って、Cドライバー及びDドライバーは出走してはならない。

また、AもしくはBドライバーのどちらか一方が未出走の場合においても、公式予選タイムとして採択されるものとする。

6. C、Dドライバー公式予選

登録されたC、Dドライバーは、C、Dドライバー公式予選に出走し、タイム計測を受けること。ただし、当該予選中のラップタイムはグリッド決定のための公式予選タイムとして採択されないものとする。

第23条 決勝レース出走前点検

1. 決勝レースに出場する車両は、所定の時間、場所において出走前の車両点検を受けて、技術委員による出走許可を得なければならない。
2. 決勝レースに出場する車両は出走前の車両点検には燃料タンクを空の状態を受けなければならない、出走前点検時に燃料タンクが空であることを証明しなければならない。
3. 出走前点検を受けた車両は、そのままパドックのガソリンスタンドで最大20L給油するものとし、その後スタート進行開始まで車両保管される。

第24条 スタート

1. スタート方式は、ローリングスタートとする。
2. レースは4時間の時間レースとする。
3. 全車ピットロードよりコースを1周し(ピット出口は5分間をもって閉鎖される)グリッド整列後、フォーメーション開始5分前よりスタート進行を行う。この時点でグリッド上での作業は禁止され、正規のグリッドに着くことの出来ない車両はピットスタートとなる。
4. フォーメーションラップ開始時にスタート出来なくなった車両は、他の全車両がグリッドを離れた後、競技役員の援助で再スタートが許されるが他の競技車両を追い越してはならない。
5. フォーメーションラップに出遅れた車両、及びフォーメーションラップの途中でスタート順序の位置を保てなかった車両は、他車を抜かずに最後尾につけるものとする。
6. フォーメーションラップが開始し、全車スタートライン通過後にスタートラインの信号灯にレッドランプが灯され、全オブザベーションポストにおいて黄旗が提示される。
7. フォーメーションラップを先導するオフィシャルカーの速度は、最高80km/hに保たれる。
8. オフィシャルカーがコースから退去した後、競技車両はポールポジション車両の先導で速度を70km/h~90km/hに保ちそのまま走行を続け、スタートラインの信号灯のレッドランプがグリーンランプに変わるとレーススタートとなるが、各車両はスタートラインを通過するまで他車を追い越してはならない。
9. フォーメーションラップ中になんらかの問題が発生した場合には、フォーメーションラップは継続される。

第25条 レース中断の区分

赤旗によるレース中断の区分は下記の通りとする。

ケースA：先頭車両が2周回を完了する前に中断した場合。

ケースB：先頭車両が2周回を完了し、レース時間が3時間を経過する前に中断した場合。

ケースC：レース時間が3時間を経過した後に中断した場合。

中断後のレース再開の手順については富士スピードウェイ一般競技規則書に従う。

第26条 ピット作業

1. 決勝レース中、車両がピットに停止した際、登録されたチーム監督、ピット要員及びドライバーが作業を行うことが出来る。
2. ピット内のいかなる停車の場合でもエンジンを停止させなければならない。調整あるいは調節のためにエンジンを始動させる場合は補助エネルギー源を使用することが認められるが、再びレースに加わるためのエンジン始動は、運転席においてドライバーがその車両に装備されている始動装置によって、全てのピット作業の終了後に行わなければならない。
3. レース中の車両への燃料補給は、2009年JAF国内競技車両規則第3章第10条10.4)に規定された簡易燃料補給方法が認められるが、技術委員により実施される燃料補給装置検査に合格したものに限られる。
4. 燃料補給中はドライバー交代を除く全ての作業が禁止される。また、燃料補給を伴うピット作業においては、ピット停止時間が3分間を下回ってはならない。
5. 燃料補給中は少なくとも1名のピット要員が、消火要員として消火器を持って燃料補給作業が終了するまで待機しなければならない。また、燃料補給要員及び消火要員は皮膚が直接外部に露出する装備であってはならない。バイザーにより外部と隔離されるフルフェイス型ヘルメットもしくはバラクラバ+ゴーグル、耐火服(スーツ、グローブ、ソックス、シューズ)又はそれに準ずるものを着用しなければならない。又着用する装備品は事前に行なわれる装備品検査にて確認を受けたものでなければならない。
6. 燃料補給はエンジンが停止され、車両のアースが取り付けられてから行うものとする。またアースは燃料補給が終了するまで確実に保持されていなければならない。
7. 燃料のピット内への持込みは、20L以下の消防法に適合した市販の金属製携行缶を使用するものとし、内容量3kg以上の消火器を2個以上装備しなければならない。

8. 1回のピットストップで補給可能なガソリンの量は、最大20Lまでとする。
但し、燃料補給装置の容量が20Lを下回っている場合においては、その燃料補給装置の容量を最大とする。
9. 燃料補給を伴うピットストップの場合には、必ずドライバー交代をしなければならない。
10. 決勝レース中、すべての液体の補給が認められる。
11. 公式予選中におけるピット作業場所は自己のピットの作業エリアとし、一旦ガレージに入場した車両は当該走行区分のそれ以後の走行は認められない。
また、公式予選中は全ての液体の補給は認められない。
12. 決勝レース中のピット作業場所は自己のピットの作業エリア、もしくはガレージとする。
但し、燃料補給については自己のピットの作業エリアに限定される。

第27条 レースの終了及び順位の判定

1. レースは規定された時間が経過した後、先頭の車両がフィニッシュラインを通過した時点で直ちに表示される終了の合図(チェッカーフラッグ)により終了となる。チェッカーフラッグを受けた後の車両の追越しは禁止される。
2. チェッカーフラッグは5分間表示される。
3. チェッカーフラッグが規定された時間を経過する前に誤って表示された場合、レースはその時点で終了したものとす。またチェッカーフラッグが遅れて表示された場合、競技結果は規定された時間が経過した時点の順位に従って決定される。
4. 順位認定は、本コース上のコントロールライン上でチェッカーを受けて最終周回を完了した車両に対して優先的に与えられる。
5. 順位はチェッカーフラッグが振られた後に完了する周回数の多い車両から決定される。
同一周回数の場合は、フィニッシュライン通過順位によるものとする。
6. チェッカーを受けられなかった車両のうち、優勝車両の周回数の70%(小数点以下切り上げ)以上を走行した車両は、チェッカーを受けた車両の後に順位付けされる。
7. 走行周回数が、優勝車両の走行周回数の70%未満(小数点以下切り上げ)の車両は順位の認定を受けられない。
8. チェッカーフラッグを受けた車両はそのままコースを1周した後、総合上位3位までのドライバーは車両を表彰台下に停車させ、その他のドライバーは車両を車両保管場所に移動すること。
また、総合上位3位までのチームのドライバーは、暫定表彰台に集合すること。

第28条 車両保管

1. チェッカーフラッグを受けた車両は原則としてコースを1周して直ちに車両保管場所に入ること。正式結果発表までその場所に保管される。車両保管場所に入場しない車両は順位認定の対象とはならない。
2. 競技会審査委員会の許可がないかぎり、担当の競技役員以外の車両保管場所への立入りは禁止される。

第29条 再車両検査

総合3位までの車両と各区分の優勝車両は暫定表彰終了後、直ちに車両を車検場に移動し再車両検査を受けるものとする。

第30条 シリーズポイント

1位..... 10点	2位..... 7.5点	3位..... 6点	4位..... 5点
5位..... 4点	6位..... 3点	7位..... 2点	8位..... 1.5点
9位..... 1点	10位..... 0.5点		

参加台数が少ない場合には、賞典の制限を準用した順位まで、ポイントを与える。

上記のポイントはAドライバー及びBドライバーにのみ、それぞれ与えられる。

耐久レースと通常のスプリントレースにおいて同一区分に参加したドライバーについて、上記で得たシリーズポイントはスプリントレースに反映される。

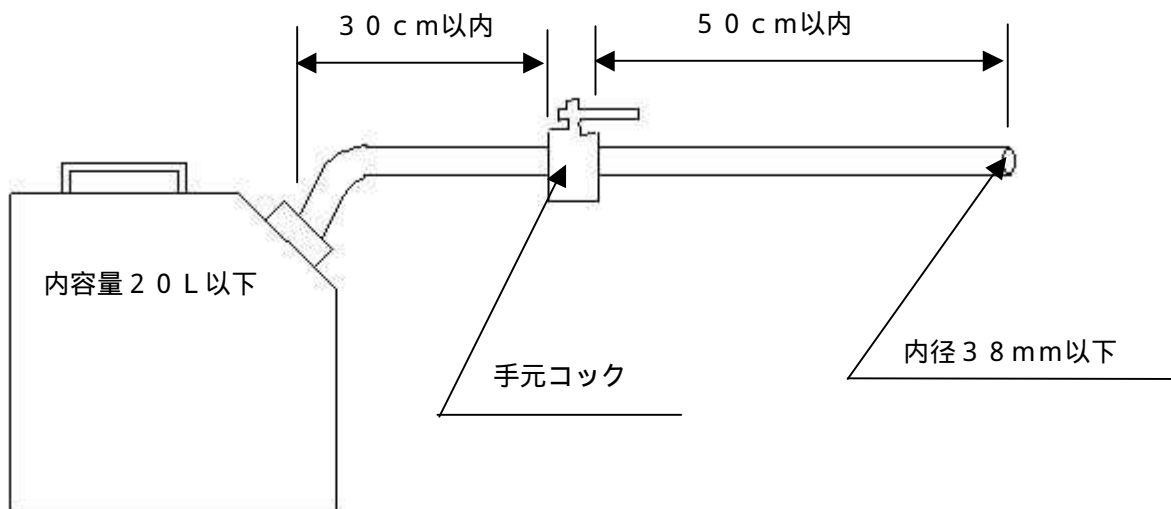
耐久レースと通常のスプリントレースにおいて異なる区分で参加したドライバーについて、そのシーズンの最初に参加した(参加申込を行った)スプリントレースの区分についてのみ、耐久レースで得たシリーズポイントを当該クラスに持ち越すことができる。

但し、FJ1600、S-FJ、NA1600、カローラアクシオGT、ロードスターCUP、デミオレースクラスには持ち越せないものとする。

付則

簡易燃料補給装置

- (1) 耐圧性の金属製携行缶で容量が20 L以下であること。
- (2) 携行缶が、車両給油口まで内径38 mm(1.5インチ)以下の耐油性ホースを接続できる構造となっていること。
- (3) バルブ径38 mm(1.5インチ)以下でバルブ開閉が90°以内の角度で操作できる手元コックが、携行缶から30 cm以内の位置に設置されていること。
- (4) 手元コックから車両の給油口までのホースの内部が目視でき、長さが50 cm以内であること。



ワンメイクレース 参加車両規則

2009年JAF国内競技車両規則第1編第5章第1条に合致し、主催者連合に於て指定された車両（カローラアクシオGTを除く）とし、国内競技車両規則第3章、第4章及び第5章に準拠し、さらに次の各項に従うこと。国内競技車両規則第3、4、5章並びに当規定に定められていない項目は全て当初のままで、変更、改造は一切許されない。

参加車両規定の部品の交換及び変更、改造は次の通り定義する。

部品の交換

- a) 使用できる部品は国内向け販売車両と同一の車両形式の純正部品のみとし、輸出車両用部品を使用してはならない。
- b) マイナーチェンジ車両の部品は同一型式であり、修正、改造することなく使用でき、かつ、主催者連合からの使用許可公示時点から使用が許される。
- c) 次に規定するA S S Y部品から分解した単一部品を組み替えること、あるいは単一部品を組み合わせる事により車輛製造者(メーカー)が製造した当初の部品と異なるA S S Y部品となってはならない。
 - (1) エンジンA S S Y
 - (2) トランスミッションA S S Y
 - (3) デファレンシャルA S S Y
 - (4) ディストリビューターA S S Y
 - (5) ターボチャージャーA S S Y
 - (6) 修復不能なボディー
修復出来ない場合、打刻により同一型式が証明できることを条件に交換することができる。ただし、公式予選後の交換は許されない。
- d) 自動車製造者(メーカー)が互換性を認めていない部品で、特に交換の許される部品は主催者連合の承認により追加車両規則により公示された物に限り認められる。
部品の変更を行った場合はパーツカタログ或はメーカーが発行する車両解説書、修理書等の公式文書のコピーを改造申告書に添付して提出すること。
部品番号及び部品名称がこれらの文書により現品と照合、確認できること。
車検時に於てこの照合、確認ができない場合は無資格車として参加を拒否される。

変更、改造は次の通り定義される。

- a) 変更: 同じ部品でないものに変える。
- b) 改造: 元の部品に何等かの工作を加える。

1 エンジン

(1) エンジンクーリング

電動ファンの駆動用スイッチの変更は許される。クーラー用に取り付けられた電動ファンはクーラーコンデンサーを取り外した場合には同時に取り外すこと。

ラジエター周辺に取り付けられているボルトオンのダストカバー類は取り外すことは許されるが当初から設定の無い導風のための装置を追加することは、その装置類が暫定的であっても許されない。ラジエターの容量を変更する場合は、コア外周部の導風板等の取付けは許されない。

(2) インジェクションシステム

フューエルインジェクションの調整部の車室内設置、及び当初のセンサー類の変更は禁止する。

(3) カムシャフト

同一型式の純正部品であっても、エンジン型式(ターボの有無等)の異なる場合は使用出来ない。

(4) オイルキャッチタンク

オイルキャッチタンクは競技中のクラッシュで容易に破損しない位置に、また排気管等の熱により着火しない位置に設置すること。

(5) エアクリナー

取り外すことができるフィルターボックス前部に位置するボルトあるいはバンド等により装着されたパイプ、ダクトおよびフィルターボックスとキャブレター、あるいはスロットルボディ間のホースに補助的に取り付けられている装置(吸気音防止レゾネータ、ブローバイガス還元ホース等)について、取りはずさない場合は当初のままでなければならない。

2 電装品及び補機類

(1) 点火系統

フルトランジスター方式への変更、C D Iの取付けは許されるがディストリビューターの外観、形

状は当初の部品と同一のこと。

同時点火方式への変更は同一型式車両に設定が有る場合のみ許され、改造を伴う取付けは禁止される。同時にピックアップ取付けのためにフライホイール、クランクブリー等は同一型式車両のものに限り変更が認められ、改造による取付けは認めない。

これらを変更するための部品類は車室内に設置することは禁止する。

同時点火方式への変更を行った場合メーカー発行の公式文書(車両解説書、修理書等)のコピーを改造申告書に添付し同一性を証明すること。添付による証明が出来ない場合は、当規則 d)の規定により参加を拒否される場合がある。

(2)ステアリングロック取り外しに伴い、イグニッションキーの位置は変更できる。

3 シャシー

(1)トランスミッション、デファレンシャル

同一型式のものを使用した場合、ギヤレシオは改造申告書に記載して申告することを義務付ける。

(2)ホイール

ホイールスペーサーの使用は禁止される。

(3)タイヤ

国内競技車両規則第5章第4条4.3)の規定に適合した下記メーカーのタイヤで主催者連合が追加車両規則に指定したタイヤを使用する事。同一型式車両に2種類以上のタイヤの設定が有る場合は、相互の組合せは許されず、使用タイヤを証明するために資料の提出を求められた場合は車両仕様書(カタログ)、説明書、修理書等の書面の提出を義務づける。

公正と安全を期すためにレース終了後の車両検査に於いてもスリップサインが出てはならない。ただし、最内側及び最外側の溝は、この限りではない。

(株)ブリヂストン、ダンロップファルケンタイヤ(株)、横浜ゴム(株)

(4)ストラット、ショックアブソーバー

取付け部はボルト径、取付け穴径を含み一切の変更改造も許されない。

アッパーマウントは強度の変更を除き、形状、材質、取付け位置の変更は禁止する。

(5)ブレーキ

倍力装置は位置、外観形状及び内部構成部品は維持しなければならない。ただし、マスターシリンダーを直接作動させるための最低限の変更は許される。

ブレーキ冷却ダクトの装着は認められない。

4 車体

(1)外観、形状

外観形状に影響を及ぼすテーピング処置は許されない。

補助的付加物の取り外しにより、配線、配管等を固定するためのボルト穴を開ける程度の最低限の車体改造は認められる。

外観形状の悪い車両は出走を拒否される場合がある。

(2)フロントウィンドウガラス

JISマーク表示のある、合わせガラスを使用することが義務付けられる。

(3)サイド及びリヤウィンドウガラス

塗装及び色付フィルム、ステッカー等を貼り付けることは禁止される。

リヤウィンドウに沿って上部8cmの幅は広告シール等の貼り付けが許される。

サイドウィンドウに対し無色透明なフィルム等での飛散防止策を施すことを推奨する。

(4)車室

車室とトランクルームは金属板、あるいは非可燃性物質板により隔離すること。

2ボックスカーは燃料タンク及びその給油口、吸入パイプ等を金属板又は非可燃性物質板により完全に隔離すること。

(5)トランク、リヤゲートダンパー

取り外すか内部のオイル、ガス等を抜くことにより作動しないようにしなければならない。

(6)ライト類

ライト点灯時に当初の照度を保持すること。また、ガラス製のランプ類は無色透明のガラス飛散防止策を必ず実施すること。

(7)補強

スポット溶接の打点追加による補強も許される。

(8)補助的付加物

ウォッシャータンク、ラジエターリザーブタンクは自由。ブルドン管タイプの油圧計を取り付ける場合は接続部がダッシュボード内、或は隔壁により搭乗者に対する保護対策が取られていれば許さ

れる。

燃圧計は電気式の場合を除き追加取付けは禁止する。

自車のタイム計測を目的とする計測装置を取り付けることは出来る。ただし、取付けに関しては搭乗者に危険にならないように考慮する事。

(9) 消火器

消火器取付けのためのブラケットは、複数の直径6mm以上のボルトを使用し、1ヶ所に最低厚さ3mm、面積20cm²以上の補強板の使用により強度を確保すること。

尚、その型式、容量、総重量、種類及び点検年月日を容器の上に表示板を貼って、明示しなければならない。

(10) エアージャッキ

エアージャッキの使用は許されない。

(11) フロアプレート

ドライバー足下のフロアプレートの取付けは許される。

(12) 牽引用穴あきブラケットの取付け方法は、次の要件を満たすこと。

ボルト止めの場合：複数の直径8mm以上のボルトを使用すること。

溶接の場合：合わせ部分は、全周にわたって溶接されていること。スポット溶接は認められない。

(13) ロールバーに関して

国内競技車両規則第4章第4-30図に記載の任意の補強は富士チャンピオンレースには適用されない。

5 重量

レース参加車両はそれぞれの気筒容積に対し国内競技車両規則第3章3条3.2)に従った重量を満足させること。ただし追加車両規則に重量が定められている場合は当該規定の重量を満足させること。最低重量を満たすためバラストを搭載することは認められるが、個体であり1個に対して少なくとも8mm以上のボルト3本と、鋼鉄板で最少厚さ3mm及び最少面積40cm²以上の補強板により車体とサンドウィッチ構造にすること。

6 音量規制

音量は105dB(A)に規制する。

計測は国内競技車両規則に定める3mの基準とする。

追加車両規則にて富士スピードウェイ公認消音器の使用を義務付けられたクラスについては、当該消音器を使用すること。

音量が規制値を超えたと判断された場合は交換の指示に従うこと。

7 燃料

使用できる燃料は富士スピードウェイパドック内で販売されるENEOS無鉛ハイオクガソリンが指定され、パドックのスタンドで給油すること。他のいかなる物も添加剤も加えることは禁止する。

8 統一解釈

本規定はできる限り変更、改造の範囲を最小限に留め、廉価なレース用マシンで平等な条件の元に一人でも多くの人々が参加できることを目的に作成されたものであり、本規則の解釈に疑義が生じた場合は主催者連合による解釈を持って最終とする。本規定は予告期間を明示し、変更を行う場合がある。

ワンメイクレース 追加車両規則

各レース区分毎に交換の許される部品及び追加規則を次のごとく定める。

トヨタ系車両

1 MR2(SW20)レース

本車両はフロントアッパーサポートを除き2009年JAF国内競技車両規則第5章量産ツーリングカー規則及びワンメイクレース車両規定に適合しなければならない。ターボ付車両専用部品の使用は禁止される。

- (1) トランスミッション、デファレンシャル
オイルクーラーの装着は禁止される。

- (2) フロントアッパーサポート
下記のスポーツオプション、およびその他の部品の使用が許される。
48680 - SW201

- (3) フロントスタビライザーリンク
下記のスポーツオプション、およびその他の部品の使用が許される。
48830 - 17030
48830 - 17050

- (4) フロントショックアブソーバー、シェルケース
純正品の他に下記スポーツオプション、およびその他の部品の使用が許される。

フロントストラットASSY
RH 48510 - SW231
RH 48510 - SW232
RH 48510 - SW233
LH 48520 - SW231
LH 48520 - SW232
LH 48520 - SW233

フロントシェルケース
RH 48021 - SW251
LH 48029 - SW251

純正品を含みフロントシェルケースの改造範囲は車高調整式への変更のみとする。

- (5) リヤショックアブソーバー、シェルケース
純正品の他に下記スポーツオプション、およびその他の部品の使用が許される。

リヤストラットASSY
RH 48530 - SW231
RH 48530 - SW232
LH 48540 - SW231
LH 48540 - SW232

リヤシェルケース
RH 48508 - SW251
LH 48509 - SW251

純正品を含みリヤシェルケースの改造範囲は車高調整式への変更とスタビライザーリンクブラケットの移動のみとする。

- (6) 安全燃料タンク

安全燃料タンクの装着が義務づけられる。

取り付けの最低限の車体改造は許され、取付け場所は当初の位置か前後いずれかの荷物室に限られる。

安全燃料タンクがバッテリーと同一場所に設置される場合、ショート、液洩れ防止の為、覆われていなければならない。

- (7) アンダーカバー類

下記に示すアンダーカバーは取り外すことが出来る。ただし、その他のアンダーカバーは当初の物が取り付けられていなくてはならない。

エンジンアンダーカバー 1
51441 - 17030
エンジンアンダーカバー 2

5 1 4 4 2 - 1 7 0 1 0

(8)ロールバー

安全性を高める為にフロントピラー(Aピラー)とセンターピラー(Bピラー)に取付け部を部分的に設けることは許される。ただし、板材による補強は上記以外許されない。

(9)ロールケージドアバーの取付け

ドアバーの取付けを車両の運転席側、助手席側共に義務づける。取付けは2009年JAF国内競技車両規則第4章第6条の6.3.2.1.2)に準ずる。

(10)窓ガラス

サイド及びリヤガラスをアクリル製の物と交換することは許される。

(11)ブレーキ

ブレーキの冷却ダクトの装着は禁止される。

(12)最低重量：990kg

2 AE111レピン・トレノレース

(1)エンジンオイルクーラー

空冷式オイルクーラーの取付けは許される。また、オイルクーラー取り出し用オイルブロックを装着する場合のみ、純正のオイルフィルターブラケットの取り外しが許される。

(2)点火系統

同一型式部品以外の使用は禁止される。ただし、スパークプラグ、コードの変更は許される。

(3)エキゾーストマニホールド

防熱措置を施すことは許される。ただし、形状、パイプ径確認の為、複数本への同一措置、全面への措置は許されない。

(4)トランスミッション、デファレンシャル

オイルクーラーの装着は禁止される。また、下記純正部品の使用が認められる。

トランスアクスルASSY

30300-1A141/1A200(5速)

30300-1A250/1A260(6速)

1995年5月～1997年5月の車両に30300-1A250/1A260(6速)を搭載する場合は、下記純正部品のブラケットを使用すること。

エンジンブラケットLH

12325-11120

(5)タイヤ、ホイール

下記の組合せのみ使用が許される。

タイヤサイズ	使用可能ホイール幅			
195/55R-15	5.5JJ	6JJ	6.5JJ	7JJ

タイヤは上記表のダンロップ D I R E Z Z A 0 2 G H 2
D I R E Z Z A 0 2 G S 2
D I R E Z Z A 0 3 G H 1
D I R E Z Z A 0 3 G S 1
F O R M U L A - R D 9 3 J

が指定される。同時に複数の銘柄(コンパウンドを含む)を使用してはならない。

(6)フロントバンパーリンフォース

フロントバンパーリンフォースに限り、取り外しが許される。

(7)ロールバー

安全性を高める為にフロントピラー(Aピラー)とセンターピラー(Bピラー)に取付け部を部分的に設けることは許される。ただし、板材による補強は上記以外許されない。

(8)ロールケージドアバーの取付け

ドアバーの取付けを車両の運転席側、助手席側共に義務づける。取付けは2009年JAF国内競技車両規則第4章第6条6.3.2.1.2)に準ずる。

(9)ブレーキ

ブレーキの冷却ダクトの装着は禁止される。

アンチロックブレーキの使用は禁止する。

(10)最低重量：870kg

日産系車両

1 シルビアレース

(1)車両型式

PS13、KPS13、S14又はS15とする。

(2)エンジン

2-1 エンジン型式

SR20DEエンジンとする。

2-2 使用部品

PS13又はKPS13の型式の純正部品のみ使用が許される。

S14の型式の純正部品のみ使用が許される。

S15の型式の純正部品のみ使用が許される。

ただし、疑義が生じた場合、エントラントは、使用部品が純正部品と証明できるようにすること。また、相互の型式の部品は、共通部品か、後対応部品でなければ使用することは出来ない。

(3)車体

3-1 使用部品

PS13又はKPS13車両、S14車両、S15車両の純正部品の使用は許される。ただし、取付けの際、いかなる加工・修正・切削等を行ってはならない。

また、相互の型式の部品は、共通部品か、後対応部品でなければ使用することは出来ない。

3-2 最低重量： 940kg

マツダ系車両

1 ロードスターレース(NA6CE、NB6C)

(1)予選決勝を通じてオープン状態での出走が義務づけられる。ソフトトップは取り外すこと。

(2)ECU

純正部品以外の使用は禁止される。

(3)5点式以上のシートベルト装着が義務付けられる。

(4)タイヤ：下記の組合せのみ使用できる。

指定タイヤ：ダンロップ DIREZZA DZ101、DIREZZA SPORT Z1もしくはDIREZZA SPORT Z1 スタースペックを使用し、4輪同一パターンにすること。

タイヤサイズ	使用可能ホイール幅(J, JJ)
185/60-14	5 5.5 6 6.5

(5)窓ガラス(NA6CE)

サイドをアクリル製のものと交換することは許される。

(6)その他

使用できる部品は、同一型式のメーカー純正部品に限られる。したがって、純正で共通部品とされた以外の型式(NA8C, NB6C, NB8C)の部品は使用する事はできない。但し、NA6CEについてはNB6C用の下記の部品の使用が認められる。

ロアアーム、スタビライザー、スタビライザーリンク

(7)最低重量：850kg(NA6CE、NB6C)

但し、NB6Cについては性能均衡化を目的に年度途中であっても変更する場合がある。

2 デミオレース(DW3W)

(1)指定部品

指定部品はN1規定で許されたバランス調整を除き、いかなる改造加工も許されない。

下記の部品のみ使用が許される。

1-1 シリンダーヘッド : B31R-10-100

1-2 シリンダーブロック : B366-10-300

1-3 クランクシャフト : B3C7-11-300

1-4 ピストンセット : B3ZO-11-SA0

1-5 フライホイール : B541-11-500

1-6 カムシャフト : B3C7-12-420

1-7 スロットルボディ : B31R-13-640

1-8 ECUは下記の純正部品のみ使用が許される。

B31R-18-881 : 純正部品

1-9 ミッションASSY : F5E4-03-000

1-10 ファイナルギヤ : F0Y6-27-180

1-11 エアロキットについて、純正もしくは、下記のものとの交換が許される。

QGF5-50-920 リアウイング

QGF5-50-910 フロントバンパーフェイス

QGF5-50-710 フロントグリル

ロードスターカップ車両規定

本規定は、2009年JAF国内競技車両規則第3編スピードSA車両規定（一部改造制限追加）に準拠したマツダロードスターワンメイクレース車両規定である。

自動車登録番号標を有し、かつ車検有効期間を残していなければならない。

【参加車両】NA6CE、NB6C、NA8C、NB8C

第1条 安全規定

- 1.1)安全ベルト：下記事項に従い、5点式以上のシートベルトを装着しなければならない。
既設の3点式安全ベルトを変更することなく、5点式安全ベルト等に取り付けられているフックを用い容易に安全ベルト取付け装置に着脱できる構造の5点式安全ベルト等を追加装備すること。
5点式安全ベルト等は競技走行中のみ装着することが許される。したがって、それ以外の通常走行時は既設の安全ベルト(3点式)を装着すること。
- 1.2)座席：変更する場合は下記の規定を満たすこと。変更の有無に拘らず乗車定員分の座席を有すること。
座席の幅×奥行きは400mm×400mm以上確保すること。
座席及び当該座席の取付け装置は衝突時等に乗員から受ける衝撃力、慣性力等の荷重に耐えるものでなければならない。
追突等の衝撃を受けた場合に乗員の頭部が過度に後傾するのを抑止することができる装置(ヘッドレスト)を備えるか又は座席自体が同等の効果を有する構造でなければならない。
- 1.3)ロールバー：スピード車両規定安全規定に準拠した6点式ロールバーを装着しなければならない。乗員の頭部等を保護するため頭部等に接触する恐れのあるロールバーの部位は、緩衝材で覆われていること。
ロールケージの車体への取付け及び連結部は、ボルトオンでなければならない。
斜行ストラット及びドアバーの装着を強く推奨する。
- 1.4)牽引フック：前後に牽引用穴あきブラケットを装着しなければならない。
材質はスチール製でなければならない。
最小内径：50mm(内径の角部はRを付け滑らかにすること)
板製の場合最小断面積(取付部分含む)：1平方センチ
丸棒の場合最小直径：10
黄色、オレンジ又は赤に塗装すること。
- 1.5)エアバック：競技中は機能を停止しなければならない。
- 1.6)消火器：1.5kg以上の手動消火器の取付を強く推奨する。
- 1.7)ボンネットファスナーを追加取付することができる。

第2条 最低車両重量

NA6CE	:	930kg
NB6C	:	994kg
NA8C	:	980kg
NB8C	:	前期車両(車体番号：~200,000) 1,020kg
	:	後期車両(車体番号：200,001~) 1,050kg

バラストによる重量調整は許されない。

NB6Cの最低車両重量は性能均衡化を目的に変更される場合がある。

第3条 改造規定

下記の規定に記載されていない事項については、たとえSA規定・保安基準で改造が認められていても一切の変更及び改造は許されない。

同一型式に設定されているパーツへの変更が許される。

但し、オートマチックトランスミッションとマニュアルトランスミッション及びNB8Cの前期車両と後期車両は同一型式として認められない。

ターボ仕様車の参加は認められない。(同一型式として扱わないものとする)

- 3.1)エンジン：オーガナイザーが任意のチームに対して、別のECUに交換を指示する場合がある。
 - 3.1.1)吸・排気系統
 - 3.1.1.1)エアクリーナー：SA規定準拠
当初の機構を保持することを条件にエアクリーナーケース、エレメント、配管の変更が許される。

- 取り外す事は許されない。
 クリーナーボックスを改造もしくは変更する場合、外部エア導入ダクトの開口部は 1 箇所のみとし、その面積は 150 平方センチ以下で無ければならない。
 クリーナーケースは独自で成形され、ボディの一部をケースに流用することは許されない。
- 3.1.1.2)マフラー及び排気管：
 マフラー及び排気管(原動機の排気ポート以降の触媒構成部品を除く)を変更することができる。
 排気管は左向き又は右向きに開口していないこと。マフラー出口の数を変更してはならない。
 当該自動車に当初から備えられている触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、O₂センサー、二次空気導入装置等(各装置の配管・配線を含む)は取外したり、改造してはならない。
- 3.1.2)フライホイール(SA規定準拠)：元のフライホイールを修正加工したり、また他のものに変更できる。
- 3.1.3)ラジエター及びファン
- 3.1.3.1)ラジエター：ラジエター及び導風板・ダクトを変更することができる。ただし、配管を含み車体から突出しないこと。取付け位置は当初設置されていた位置から変更することは許されない。
- 3.1.3.2)ラジエターファン(SA規定準拠)：スイッチ、配線を含み変更及び装着することができる。ただし、配管を含み車体から突出しないこと
- 3.1.3.3)エンジンオイルクーラー(SA規定準拠)：変更及び装着することができる。
- 3.1.4)点火系統(SA規定準拠)：ハイテンションコード及び点火プラグを変更することができる。
- 3.1.5)サーモスタット(SA規定準拠)：変更及び取外しが許される。
- 3.1.6)バッテリー(SA規定準拠)：変更することができる。但し、搭載位置の変更は許されない。アース配線の追加変更は自由。
- 3.1.7)配管(SA規定準拠)：取付け具、リザーバタンク、パイプ及びホース等を含み変更することができる。ただし、配管を含み車体から突出しないこと。
- 3.1.8)オイルポンプの変更は許されない。
- 3.1.9)オルタネーター、セルモーターの変更は許されない。
- 3.1.10)ピストン：当該自動車製造者が当該エンジンの補修用として設定している補修用オーバーサイズピストンは、1サイズアップの0.25のみ使用が認められるが、JAF国内競技車両規則第1編レース車両規定第3章第1.9)条の気筒容積別クラスを超えないこと。
- 3.2)クラッチ(SA規定準拠)：ディスク、カバー、スプリング、カラー、メインドライブシャフトフロントカバー、クラッチリリースシリンダー、ベアリング及びフレキシブルパイプを変更することができる。ただし、機械式クラッチを電磁クラッチに、電磁クラッチを機械式クラッチに変更しないこと。
- 3.3)デファレンシャル(SA規定準拠)：ボルトオンで取り付けられるリミテッドスリップデフ及びアウトプットシャフトの変更が許される。
- 3.3.1)シフトノブ(SA規定準拠)：変更することができる。
- 3.4)シャシー
- 3.4.1)全高：当該自動車製造者発行カタログ等の主要諸元一覧表の高さから±4cmの範囲を超えないこと。
- 3.4.2)最低地上高：3.4.1)の全高の範囲に拘らず9cmとする。
- 3.4.3)全長及び全幅：変更しないこと。
- 3.4.4)ラバーマウント及びブッシュ：ダンパーマウンティングブロックを除き材質変更は許されない。ゴム硬度の変更は許される。
- 3.4.5)サスペンション(SA規定準拠)
- 3.4.5.1)ショックアブソーバー(SA規定準拠)：材質を含み自由。ただし、カーボン材は使用出来ない。作動原理及び車体への取付け位置は変更しないこと。
 形状、減衰力を変更することができる。
 車高調整機構(ネジ式、Cリング等)を伴うものに変更(使用)すること、並びにスプリングの受皿を変更することができる。調整ダイヤルによる減衰力の変更が許される。(遠隔操作を除く)
 ブッシュは材質及び形状の変更をすることができる。
- 3.4.5.2)スプリング(SA規定準拠)：変更することができる。ただし下記に従うこと。
 数は変更しないこと。(ヘルパースプリングの使用が許される)
 ばねに損傷があり、左右のばねのたわみに著しい不同がないこと。
 溶接、肉盛又は加熱加工を行わないこと。
 ばねの端部がブラケットから離脱しない(遊びがない)こと。
 切断等によりばねの一部又は全部を除去しないこと。
 ばねの機能を損なうおそれのある締付具を有さないこと。

ばねの取付け方法はその機能を損なうおそれのないこと。

- 3.4.5.3)スタビライザー：変更（ブッシュ・ブラケットを含む）及び装着することができるが、取り外すことは許されない。コントロールリンクの変更は許されない。
取付けはボルトオンによるものとし、車室内から調整可能であってはならない。
- 3.5)制動装置（SA規定準拠）：パッドの材質、マスターシリンダー、ホイールシリンダー、倍力装置、ブレーキカム、ブレーキドラム、ディスクブレーキのキャリパー、ローター、配管（パイプ、ホース等）、取付け具等の補強装置を変更することができる。また、マスターシリンダーストッパーを追加することができる。ただし、駐車ブレーキを含み、ドラムブレーキをディスクブレーキに、又はディスクブレーキをドラムブレーキに変更、及び作動機構、操作装置（ペダル、レバー等）の変更は行わないこと。競技中はエアバックの作用を止めなければならない。バックプレートは変更及び取り外すことができる。
- 3.5.1)ペダルカバー及びヒールプレート（SA規定準拠）：装着することができる。
- 3.6)タイヤ及びホイール（SA規定準拠）

タイヤは、185/60-14、195/50-15、205/45-16の3種類とする。

公式車検時に装着されたタイヤの種類（銘柄・サイズ）は、当日レース終了まで変更することは出来ない。

ホイールは、JATMA YEAR BOOK(日本タイヤ協会規格)に記載された、使用タイヤサイズに適合したものとする。

タイヤは公道走行の許される一般市販タイヤとし、競技専用タイヤは使用しないこと。

次のタイヤは使用が許されない。新発売タイヤは、その都度使用の可否が決定される。

横浜ゴム : ADVAN A038/A048/A049/A050

ダンロップファルケン : FALKEN RX-VII/RS-V04

FORMULA/FOMULA-R RSV98SPEC/D01J/D93J
DIREZZA 02G/03G

ブリヂストン : POTENZA RE520S/RE540S/RE55S/RE11S

東洋ゴム : TRAMPPIO FM9R

PROXES R888

上記以外のメーカーのタイヤにおいても技術委員長の判断で禁止することがある。

タイヤ及びホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと。

タイヤ及びホイールは、ハブセンター位置でフェンダーからはみ出さないこと。

タイヤの溝は常に1.6mm以上あること。レース終了後、いかなる場所のスリップサインが出ていないこと。

タイヤは加工しないこと。

ホイールはスチール製、又はJWLおよび/又はVIAマークのある軽合金製(アルミ合金製、マグネシウム合金製を含む)とする。

ホイールスペーサーの使用は許されない。

ホイールナットの材質及び形状の変更は許される。

- 3.6.1)ステアリングホイール（SA規定準拠）：外径(最大径)350mm以上のもので、下記の条件を満たしたものと交換することができる。

スポーク部とボス部は堅固な取付けで、衝撃を受けた場合容易に脱落する恐れのないこと。

計器盤の視認性を阻害しない形状をしていること。

光の反射による運転の妨げとなるような部分がないこと。

ステアリングホイールの変更により、かじ取り装置の衝撃吸収装置に影響を与えないこと。

- 3.7)車体外部：車体まわりに追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保及び公害の防止上支障がない
JAF国内競技車両規則第4編付則に定める「アクセサリ等の自動車部品」の取付け、取り外し、変更は許される。

- 3.7.1)空力装置（SA規定準拠）：フロント・リアスポイラー、サイドスカート(サイドステップ)・リアスカート、及び第4編付則「アクセサリ等の自動車部品」に示された空気流を調整するための部品を新たに装着、交換することができる。ただし、いずれの場合も下記事項に留意すること。

最低地上高

鋭い突起を有していないこと。

振動、衝撃等により緩みを生じないこと。(装置は適正な強度を有し、衝撃吸収機能を損なってはならない)

別途定める「エア・スポイラーの構造基準」を満足すること。

車体下面に装着するエアロパーツはフロントクロスメンバーより前方のみとする。

リアバンパーを変更する場合、車体下面への折返し部は30mm以内とする。

- 3.7.2)ボンネット：加工することができる。ただし、下記事項に留意すること。
 直径250mmの円の範囲を超えて、穴又は切欠き（数は自由）を設ける場合は、開口部周辺を補強すること。
 ボンネット内側のヒートインシュレータ（遮熱板）及びインナーパッドの加工、装着、取り外しは許される。
- 3.7.3)フードスクープ、ルーバー（SA規定準拠）：下記事項に留意すること。
 ・運転に必要な視野を有すること。ボンネットからの突出量は20mmを超えてはならない。
 ・先端が尖っていたり、鋭い部分がないこと。
- 3.7.4)ミラー（SA規定準拠）：変更することができる。ただし、下記事項に留意すること。
 ・自動車の最外側から250mm以上、高さから300mm以上突出していないこと。
 ・最外側より突出している部分は、衝撃を緩和できる構造であること（可倒式は適合）。
 ・保安基準に準拠した後方視界を有し、ミラー最小面積100cm²以上を有すること。
- 3.8)内装
- 3.8.1)車室内の内装（SA規定準拠）：運転席に乘車し車室内の見える範囲のすべての部品は削除することができない。ただし、下記に記載されたものを除く。
 フロアマット類及びアンダーコート
 ネジ等のカバー類
- 3.8.2)計測器（SA規定準拠）：変更及び追加することができる。
- 3.9)タワーバー（SA規定準拠）
- 3.9.1)アッパータワーバー：ショックアブソーバー取付け部へボルトオン取付け・変更が許される。
- 3.10)ウインドウォッシャータンク：ウインドウォッシャータンクおよびクーリングタンク等のタンクは、エンジンルーム内であれば移設することができる。またこれらのタンクは専ら当該目的のためにのみ使用するものとし、他の機能を目的としての使用、相互使用およびタンク（数を含み）は変更してはならない。
- 3.11)パワーステアリング用配管：パワーステアリング用配管は、SA車両規定に準じ変更することができる。
- 3.12)車体補強（SA規定準拠）
 車体(排気系を含み)、並びにサイドシル・各メンバー等の空洞部を補強することができる。ただし、使用される材料が当初の形状に沿い、またそれと接触しており、補強によって標準部品の取付けに影響があってはならない。
 純正のシャシー補強部材は同一型式に設定されている仕様に変更することが許され、同一型式内に設定されていないグレード設定がある場合は取り外すことも許される。
 走行性能に影響がないことを条件に、パーツの補強改造が許される。
- 3.13)車両型式識別表示：NA6CE・NB6C・NA8C・NB8Cの各クラスの競技車両には、
 車両型式識別文字を車両後方に表示しなければならない。
 車両型式識別文字は、NA6・NB6・NA8・NB8の各3文字とする。
 文字の書体は、角ゴシック体に準じたものとする。
 文字は白地に黒文字とし、3文字の長さを15cm以上とする。

NA1600車両規定

参加車両は2009年JAF国内競技車両規則第6章第1条に合致し、主催連合により指定された車両とし、同第3章、第4章及び第6章に準拠し、さらに次の各項に従わなければならない。

使用出来る材料の材質のうちチタン、マグネシウム、カーボンファイバー、ケブラーは禁止する。ただし、純正部品は可とする。

A) 車両：1600ccレシプロエンジン搭載車両

B) 純正部品

JAF国内競技車両規則第3章第1条1.2)同一車両用部品として通常の販売方法により販売される部品を言い、スポーツオプション部品は含まない。

C) 許される変更と取付け

一般条件

当規定に基づいて自由に改造出来る部品とは無関係に純正部品の原型が常に確認出来るならば、その部品の形状を研磨し、バランスを取り、調整を加える等の機械加工により変更を加える事が出来る。加えて、化学処理、熱処理も許される。

1 エンジン

全ての参加車両はキャブレター仕様に変更すること。燃料噴射方式は、それが当初のものであっても許されない。過給装置の使用も認められない。ただしキャブレターへの変更、過給装置の取り外しによって参加資格を有するものとみなされる。

車両と同一製造者で同系列の他の公認車両または登録車両の生産エンジンであれば、別車種のエンジンを搭載することができる。

1-1 気筒容積

1600ccを超えてはならない。

1-2 シリンダーブロック

当初の物及び同一系統エンジンのシリンダーブロックの使用が許される。一般条件で許される改造に加えて、スリーブの交換は材質の変更も含み許される。平削りも許される。

1-3 シリンダーヘッド

当初の物及び同一系統エンジンのシリンダーヘッドの使用が許される。燃料噴射のインジェクターを取り外した噴射口は、塞ぐための如何なる方法も認められる。ただし他の機能や性能に影響を与えてはならない。燃焼室の形状は平削りによる変更のみとし、バルブシートによる形状変化が有ってはならない。

1-4 クランクシャフト：

自由。ただしストロークの変更は許されない。

1-5 オイルポンプ

オイルポンプは純正部品を使用する事。ただしギアセット交換は許される。

1-6 オイルパン

オイルパンは当初の物及び同一系統エンジンの物を使用すること。

1-7 冷却系統

ウォーターラジエータは自由。ラジエータの冷却は空気による熱交換のみとし、空気導入の為のダクト、ガイドパネル等はラジエータグリル内側のみ設置出来る。

1-8 キャブレター

自由。吸入空気はベンチュリー以外から導入しないこと。

1-9 燃料タンク

2009年国内競技車両規則第6章第7条によること。

1-10 燃料パイプ

燃料パイプ(ホース)は、いかなる場合もコクピット内で接続させない事。ブルドン管式燃圧計も禁止する。

1-11 その他補機

オルタネーター、スターターは保持されること、銘柄は自由。

エンジンの搭載方法及びエンジンの位置、傾斜については、当初の方位、方向を維持すること。

エンジンマウンティングは材質の変更がなければ他のものと交換できる。

2 クラッチ、トランスミッション、デフ

2-1 トランスミッション

同一製造者のミッションの搭載、および搭載のための最小限の改造が許される。ギヤレシオの変更および変更の為の最小限の改造が許される。オイルクーラーの取付けは自由。

- 2 - 2 デフ
LSDの取付け及びギヤ比の変更が許される。オイルクーラーの取付けは自由。
- 3 **サスペンション**
 - 3 - 1 サスペンションの要素
JAF国内競技車両規則書第6章第4条に準拠する。
 - 3 - 2 ショックアブソーバー
自由。
 - 3 - 3 アッパーサポート
取付け部を改造することなく変更可能であれば材質、形状を自由とする。
 - 3 - 4 補強バー
サスペンション装着点間に補強バーを取り付けることが出来る、サスペンション装着点とバーの固定点の間隔は、アッパーバーの場合150mm、ロアバーの場合100mm以内の事。
- 4 **ブレーキ**
 - 4 - 1 ブレーキローター及びキャリパー
日本国内で自動車を生産する製造者が製造する純正部品は全て使用出来る。交換する場合のブラケット等の交換及び変更は許される。ナックルアームの交換は許されない。ローター及びキャリパーは1輪に各々1個とする。
- 5 **ホイール、タイヤ**
 - 5 - 1 ホイール
直径18インチまでとする、リム幅は11インチを超えない限り自由。
ホイールスペーサーの使用は許される。ホイールは同一直径でなくとも良い。
センターロックへの改造は許されない。
- 6 **車体**
 - 6 - 1 外観形状
2009年国内競技車両規則第6章第5条5.1による。
 - 6 - 2 ウィンドシールド
リヤウィンドウの面に沿って上部、及び下部のいずれか8cm幅の広告シール等の貼り付けが許される。
 - 6 - 3 ライト類
ガラス製ヘッドランプは無色透明なテープにより飛散防止処置を行うこと。
 - 6 - 4 リヤゲートダンパー
取り外すか、あるいは内部のガス、オイルを抜き作動しないようにすること。
- 7 **最低重量**
830kg。バラストによる調整は許される。
バラストの固定は暫定的であってはならず如何なる状態にあっても強固に固定されていること。
- 8 **ロードスター(NA6CE)**の下記のパーツについては、NA8C、NB6C、NB8C型式部品の使用が許可される。
ギヤを含むギヤボックス
デフキャリア
デフケース
ドライブシャフト
プロペラシャフト
- 9 **排気音量規制**
排気音量を105dB(A)以内に規制する(計測は国内競技車両規則に定める3mの基準による)。
いかなる場合も規制音量を超えたと判断された時は交換又は追加のサブマフラー取付けの指示に従うこと。
- 10 **燃料**
使用できる燃料は富士スピードウェイパドック内で販売されるENEOS無鉛ハイオクガソリンが指定され、パドックのスタンドで給油すること。他のいかなる物も添加剤も加えることは禁止する。
- 11 **統一解釈**
本規定は出来る限り変更、改造を最小限に留め、安価なレース用マシンで平等な条件の下に一人でも多くの人々が参加できることを目的に作成したものである。本規定は予告期間を明示し、変更を行う場合がある。

付則

N1000/N1400

N1600車両規定

参加車両規則

2009年JAF国内競技車両規則第5章第1条に合致し、JAF登録車両として指定された車両とし、国内競技車両規則第3章、第4章及び第5章に準拠し、さらに次の各項に従うこと。国内競技車両規則第3、4、5章並びに当規定に定められていない項目は全て当初のままで、変更、改造は一切許されない。参加車両規定の部品の交換及び変更、改造は次の通り定義する。

部品の交換

A)使用できる部品は国内向け販売車両と同一の車両形式の純正部品のみとし、輸出車両用部品を使用してはならない。

B)マイナーチェンジ車両の部品は同一型式であり、修正、改造することなく使用でき、かつ、主催者連合からの使用許可公示時点から使用が許される。

C)次に規定するASSY部品から分解した単一部品を組み替えること、あるいは単一部品を組み合わせる事により車輛製造者(メーカー)が製造した当初の部品と異なるASSY部品となってはならない。

(1)エンジンASSY

(2)トランスミッションASSY

(3)デファレンシャルASSY

(4)ディストリビューターASSY

(5)キャブレターASSY

(6)ターボチャージャーASSY

(7)修復不能なボディー

修復出来ない場合、打刻により同一型式が証明できることを条件に交換することができる。ただし、公式予選後の交換は許されない。

D)自動車製造者(メーカー)が互換性を認めていない部品で特に交換の許される部品は、主催者連合の承認により公示された物に限られる。

部品の変更を行った場合はパーツカタログ或はメーカーが発行する車両解説書、修理書等の公式文書のコピーを改造申告書に添付して提出すること。

部品番号及び部品名称がこれらの文書により現品と照合、確認できること。

車検時に於てこの照合、確認ができない場合は無資格車として参加を拒否される。

変更、改造は次の通り定義される。

a)変更:同じ部品でないものに変える。

b)改造:元の部品に何等かの工作を加える。

1 参加車両

N1000: JAF登録車両で660ccを超え、1000cc以下のNAエンジン搭載車。

N1400: JAF登録車両で1000ccを超え、1400cc以下のNAレシプロエンジン搭載車。

N1600: JAF登録車両のAE86、AE92、AE101、EG6。

AE101については、AE101スーパーチャージャー付車両及び1995年5月以降の車両の専用部品の使用は禁止される。

上記いずれもワンメイククラスに設定のある車両については参加することが出来ない。

2 エンジン

(1)エンジンクーリング

電動ファンの駆動用スイッチの変更は許される。クーラー用に取り付けられた電動ファンはクーラーコンデンサーを取り外した場合には同時に取り外すこと。

ラジエーター周辺に取り付けられているボルトオンのダストカバー類は取り外すことは許されるが当初から設定の無い導風のための装置を追加することは、その装置類が暫定的であっても許されない。ラジエーターの容量を変更する場合は、コア外周部の導風板等の取付けは許されない。

(2)インジェクションシステム

フューエルインジェクションの調整部の車室内設置、及び当初のセンサー類の変更は禁止する。

N1600クラスのEG6については、プレッシャーレギュレーターに対する改造または変更は禁

止される。

(3)カムシャフト

同一型式の純正部品であっても、エンジン型式(ターボの有無等)の異なる場合は使用出来ない。

(4)オイルキャッチタンク

オイルキャッチタンクは競技中のクラッシュで容易に破損しない位置に、また排気管等の熱により着火しない位置に設置すること。

(5)エアクリーナー

取り外すことができるフィルターボックス前部に位置するボルトあるいはバンド等により装着されたパイプ、ダクトおよびフィルターボックスとキャブレター、あるいはスロットルボディ間のホースに補助的に取り付けられている装置(吸気音防止レゾネータ、ブローバイガス還元ホース等)について、取り外さない場合は当初のままではなければならない。

(6)ECU

N1000クラスのヴィッツについては、純正部品以外の使用は禁止される。

3 電装品及び補機類

(1)点火系統

フルトランジスター方式への変更、C D Iの取付けは許されるがディストリビューターの外観、形状は当初の部品と同一のこと。

同時点火方式への変更は同一型式車両に設定が有る場合のみ許され、改造を伴う取付けは禁止される。同時にピックアップ取付けのためにフライホイール、クランクプーリー等は同一型式車両のものに限り変更が認められ、改造による取付けは認めない。

これらを変更するための部品類は車室内に設置することは禁止する。

同時点火方式への変更を行った場合メーカー発行の公式文書(車両解説書、修理書等)のコピーを改造申告書に添付し同一性を証明すること。添付による証明が出来ない場合は、参加を拒否される場合がある。

N1600クラスのAE101については、同一型式部品以外の使用は禁止される。ただしスパークプラグ、コードの変更は許される。

N1600クラスのEG6については、スパークプラグ、コードを除き一切の追加、改造または変更は禁止される。

(2)ステアリングロック取り外しに伴い、イグニッションキーの位置は変更できる。

4 シャシー

(1)トランスミッション、デファレンシャル

同一型式のものを使用した場合、ギヤレシオは改造申告書に記載して申告することを義務付ける。

(2)ホイール

ホイールスペーサーの使用は禁止される。

(3)タイヤ

国内競技車両規則第5章第4条4-3の規定に適合した下記メーカーのタイヤを使用する事。

使用タイヤを証明するために資料の提出を求められた場合は車両仕様書(カタログ)、説明書、修理書等の書面の提出を義務づける。

公正と安全を期すためにレース終了後の車両検査に於いてもスリップサインが出てはならない。ただし、最内側及び最外側の溝は、この限りではない。

(株)ブリヂストン、ダンロップファルケンタイヤ(株)、横浜ゴム(株)

N1000クラスのヴィッツ(SCP10)については、タイヤ幅185までの使用が認められる。

(4)ストラット、ショックアブソーバー

取付け部はボルト径、取付け穴径を含み一切の変更改造も許されない。

アップマウントは強度の変更を除き、形状、材質、取り付け位置の変更は禁止する。

(5)ブレーキ

倍力装置は位置、外観形状及び内部構成部品は維持しなければならない。ただし、マスターシリンダーを直接作動させるための最低限の変更は許される。ブレーキ冷却ダクトの装着は認められない。

5 車体

(1)外観、形状

外観形状に影響を及ぼすテーピング処置は許されない。エアーウイング、オーバーフェンダー、スポイラーは純正部品のみが認められ、それぞれを単独で取り付けることも認められるが、当初の形状から改造することは禁止される。

補助的付加物の取り外しにより、配線、配管等を固定するためのボルト穴を開ける程度の最低限の車

体改造は認められる。

外観形状の悪い車両は出走を拒否される場合がある。

(2) フロントウィンドウガラス

JISマーク表示のある、合わせガラスを使用することが義務付けられる。

(3) サイド及びリヤウィンドウガラス

塗装及び色付フィルム、ステッカー等を貼り付けることは禁止される。リヤウィンドウに沿って上部8cmの幅は広告シール等の貼り付けが許される。

サイドウィンドウに対し無色透明なフィルム等での飛散防止策を施すことを推奨する。

AE86およびAE92に限り、サイドおよびリヤガラスをアクリル製のものとの交換することが許される。

(4) 車室

車室とトランクルームは金属板、あるいは非可燃性物質板により隔離すること。2ボックスカーは燃料タンク及びその給油口、吸入パイプ等を金属板または非可燃性物質板により完全に隔離すること。

(5) トランク、リヤゲートダンパー

取り外すか内部のオイル、ガス等を抜くことにより作動しないようにしなければならない。

(6) ライト類

ライト点灯時に当初の照度を保持すること。また、ガラス製のランプ類は無色透明のガラス飛散防止策を必ず実施すること。

(7) 補強

スポット溶接の打点追加による補強も許される。

(8) 補助的付加物

ウォッシャータンク、ラジエターリザーブタンクは自由。ブルドン管タイプの油圧計を取り付ける場合は接続部がダッシュボード内、或は隔壁により搭乗者に対する保護対策が取られていなければ許される。燃圧計は電気式の場合を除き追加取付けは禁止する。

自車のタイム計測を目的とする計測装置を取り付けることは出来る。ただし、取付けに関しては搭乗者に危険にならないように考慮する事。

(9) 消火器

消火器取付けのためのブラケットは、複数の直径6mm以上のボルトを使用し、1ヶ所に最低厚さ3mm、面積20cm²以上の補強板の使用により強度を確保すること。尚、その型式、容量、総重量、種類及び点検年月日を容器の上に表示ラベルを貼って、明示しなければならない。

(10) エアージャッキ

エアージャッキの使用は許されない。

(11) フロアプレート

ドライバー足下のフロアプレートの取付けは許される。

(12) 牽引用穴あきブラケットの取付け方法は、次の要件を満たすこと。

ボルト止めの場合：複数の直径8mm以上のボルトを使用すること。

溶接の場合：合わせ部分は、全周にわたって溶接されていること。スポット溶接は認められない。

(13) ロールバー

国内競技車両規則第4章第4-30図に記載の任意の補強は富士チャンピオンレースには適用されない。

安全性を高める為にフロントピラー(Aピラー)とセンターピラー(Bピラー)に取り付け部を部分的に設けることは許される。但し、板材による補強は上記以外許されない。

N1600クラスのAE101については、ドアバーの取付けを車両の運転席側、助手席側共に義務づける。取付けは2009年JAF国内競技車両規則第4章第6条6.3.2.1.2)に準ずる。

(14) ストラットタワーバー

N1000クラスのヴィッツについては下記品番の部品の使用が認められる。

53607 - NP101

6 最低重量

N1000 : 660kg

N1400 : 750kg

N1600 : AE86 780kg

AE92 830kg

AE101 850kg

EG6 900kg

最低重量を満たすためバラストを搭載することは認められるが、取付けについては以下に従うこと。

バラストは個体であり1個に対して少なくとも8mm以上のボルト3本と、鋼鉄板で最少厚さ3mm及び最少面積40cm²以上の補強板により車体とサンドウィッチ構造にすること。

N1600クラスのEG6については、性能均衡化を目的に年度途中であっても変更する場合がある。

る。

7 音量規制

音量は105dB(A)に規制する。

計測は国内競技車両規則に定める3mの基準とする。

8 燃料

使用できる燃料は富士スピードウェイパドック内で販売されるENEOS無鉛ハイオクガソリンが指定され、パドックのスタンドで給油すること。他のいかなる物も添加剤も加えることは禁止する。

9 統一解釈

本規定はできる限り変更、改造の範囲を最小限に留め、廉価なレース用マシンで平等な条件の元に一人でも多くの人々が参加できることを目的に作成されたものであり、本規則の解釈に疑義が生じた場合は主催者連合による解釈を持って最終とする。本規定は予告期間を明示し、変更を行う場合がある。

参加料振込先

スルガ銀行 小山支店(おやましてん)

普通口座 口座番号 2712280

名義 富士スピードウェイ(株)

振込みの際、氏名、大会名、クラス、参加申込書に記載のゼッケンを明記すること。

(例、富士太郎 FCR1 N1400 14 ・ 富士花子FCR2RDC13)

氏名 大会名 クラス ゼッケン

カタカナ表記のクラスは下記の通り略すものとする。

略 RD・・・ロードスター

RDC・・・ロードスターカップ

SL・・・シルビア

D・・・デミオ

111・・・レビン・トレノ111

FCR・・・富士チャンピオンレース

ENEOS ヴィーゴ

試験項目	単位	測定値	試験法
外観	-	リョウコウ	目視
色	-	オレンジ	-
密度 15	g/cm ³	0.7492	K2249
蒸留試験(減失加算)10%留出温度		46.0	K2254
50%留出温度		96.0	K2254
90%留出温度		131.5	K2254
終 点		180.0	K2254
残油量	容量%	1.0	K2254
蒸気圧リード法 37.8	kPa	81.0	K2258
オクタン価(RON)	-	99.6	K2280
銅板腐食 50 3Hr	-	1A	K2513
酸化安定度誘導期間法	Min	480(+)	K2287
成分試験法(ガスクロ)MTBE	容量%	0.5(-)	K2536
ベンゼン	容量%	0.5	K2536
メタノール	容量%	0.1(-)	K2536
灯油分	容量%	1(-)	K2536
エタノール	容量%	0.1(-)	K2536
酸素分	容量%	0.5(-)	K2536
硫黄分	容量%	0.0003	K2541
鉛 分	g/	0.001(-)	K2255
実在ガム 洗 浄	m /100m/	1	K2261
未洗浄	m /100m/	14	K2261